

2 番市民クラブの久保田隆二です。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まずは、1. 地域活性化起業人制度の活用について質問します

【1. 地域活性化起業人制度の活用について】

私は昨年 12 月に行われました令和 3 年第 4 回定例会の一般質問の中で、外部のデジタル人材活用について、質問をさせていただきました。私自身、外部からデジタル人材などの専門人材を受け入れることは重要なことだと考えており、今でもその想いは変わっておりません。

自治体が外部の人材を活用する 1 つの手段として、地域活性化起業人制度というものがあります。

この地域活性化起業人制度は、三大都市圏に所在する企業等の社員を、条件に該当する市町村に最大 3 年の期間、派遣する制度で、受入に対する国からの経費負担があります。民間のノウハウや知見を地域に活かす制度で、専門知識や実務経験のあるスペシャリスト人材を受け入れることが可能です。

既に多くの自治体でこの制度が活用されており、デジタル、観光、商品開発、農業、企業誘致、移住定住などの様々な分野での受入が進んでいます。

市の職員さんは、目の前の業務に追われてしまい、業務改善や新しい企画などに時間を割けない場合も多くありますし、そもそも、新しい事を考えたくても、三沢市内で手軽に相談できる専門知識や実務経験を持ったスペシャリスト人材が不足している領域もあります。

これらの問題を解決する為に、外部から専門人材を受け入れることにより、専門性を必要とする領域に対して、アドバイスを受け、実際に仕組みを作ってもらふことなどによって、一定の成果を得られると考えています。

また、この制度は受入自治体で勤務する日数がひと月の半数以上であれば良く、月の半分は受入自治体で働いて、月の半分は派遣元企業で働くといった、二地域居住で生活している方もいらっしゃいますので、三沢市と都会で二地域居住をするというロールモデルを作り出す事もできるのではないかと考えています。

当市は人口約 3 万 8 千人の小都市であり、市内のリソースが限られる中で、多くの課題を解決することが求められます。地域活性化起業人制度を活用し、民間の専門人材を受け入れることで、外部のアイデアや知見等を取り入れることができると考えますが、当市における当該制度の活用について、次の 2 点伺います。

(1) これまでの外部人材の活用実績について

(2) 地域活性化起業人制度活用のメリット・デメリットについて

次に、2. 市職員と外部人材の連携について質問します。

【2. 市職員と外部人材との連携について】

全ての課題を庁内で解決することが理想ですが、今後、社会が高度化していく中で、行政内部で解決できない問題を外部人材と連携しながら解決していく場面も増えてくると考えています。

民間でも外部人材が活用されており、課題に対してコンサルタントなどの専門的な知見を有する人材と連携して、業務を進める動きも一部であります。

ただ、このような外部人材は必ず成果を出してくれる訳ではなく、上手く活用しなければ、費用だけかかり、全く成果が出ないということも珍しくありません。

市の職員さんはほとんどが、総合職であり、様々な業務の知識や経験を持っていますが、その反面、専門的なスキルが身に付きづらいという特徴があることから、外部人材との間に知識・経験の差が生じます。

そうした知識・経験の差がある中でも、事業のマネージャーという立場で、外部人材と上手く連携して、事業を進める必要があることから、外部人材と連携をする際には、その手法を慎重に検討する必要があります。

外部人材と連携する際、具体的に検討しなければいけない範囲として、例えばですが、次のような項目があると考えます。

- ・外部人材の業務スコープや受け入れ方を判断すること
- ・多くの人材の中から外部人材を選択/選考すること
- ・外部人材の成果を適切に評価すること

などがあげられます。

外部人材は適切に活用することにより、外部に流れるお金以上に三沢市に還元される価値や利益が大きくなり、成果を上げる事が出来ると考えています。

外部人材を活用する際に、安定して成果を上げる為に

外部人材活用の研修やノウハウ構築などが必要と考えますが、当市のご見解を伺います。

以上で、私の一般質問を終了いたします。御答弁、よろしくお願いいたします。